

報第1号

下呂市国民保護計画の変更について

下呂市国民保護計画の変更について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第35条第6項の規定により、別紙のとおり報告する。

平成31年2月25日提出

下呂市長 服部 秀洋

下呂市国民保護計画新旧対照表

第1編 総論

(傍線の部分は改正部分)

変更箇所	新	旧																																
第3章 関係機関の 事務又は業 務の大綱等	<p>○関係機関の連絡先</p> <p>1～2 〔略〕</p> <p>3 県</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>所 在 地</th> <th>電 話 番 号</th> <th>F A X 番 号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知事直轄：危機管理部 危機管理政策課</td> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> </tbody> </table> <p>4～6 〔略〕</p> <p>7 指定地方公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>所 在 地</th> <th>電 話 番 号</th> <th>F A X 番 号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社団法人岐阜県バス協会 (下呂市連絡先) 濃飛乗合自動車(株)</td> <td>〔略〕 高山市花岡町6-125</td> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔以下略〕</p>	機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号	知事直轄：危機管理部 危機管理政策課	〔略〕	〔略〕	〔略〕	機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号	社団法人岐阜県バス協会 (下呂市連絡先) 濃飛乗合自動車(株)	〔略〕 高山市花岡町6-125	〔略〕	〔略〕	<p>○関係機関の連絡先</p> <p>1～2 〔略〕</p> <p>3 県</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>所 在 地</th> <th>電 話 番 号</th> <th>F A X 番 号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知事直轄：危機管理部門 危機管理課</td> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> </tbody> </table> <p>4～6 〔略〕</p> <p>7 指定地方公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>所 在 地</th> <th>電 話 番 号</th> <th>F A X 番 号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社団法人岐阜県バス協会 (下呂市連絡先) 濃飛乗合自動車(株)</td> <td>〔略〕 高山市花岡町6-65</td> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔以下略〕</p>	機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号	知事直轄：危機管理部門 危機管理課	〔略〕	〔略〕	〔略〕	機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号	社団法人岐阜県バス協会 (下呂市連絡先) 濃飛乗合自動車(株)	〔略〕 高山市花岡町6-65	〔略〕	〔略〕
機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号																															
知事直轄：危機管理部 危機管理政策課	〔略〕	〔略〕	〔略〕																															
機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号																															
社団法人岐阜県バス協会 (下呂市連絡先) 濃飛乗合自動車(株)	〔略〕 高山市花岡町6-125	〔略〕	〔略〕																															
機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号																															
知事直轄：危機管理部門 危機管理課	〔略〕	〔略〕	〔略〕																															
機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号																															
社団法人岐阜県バス協会 (下呂市連絡先) 濃飛乗合自動車(株)	〔略〕 高山市花岡町6-65	〔略〕	〔略〕																															
第4章 市の地理的、 社会的特徴	<p>(1)～(2) 〔略〕</p> <p>(3) 人口分布</p> <p>市の人口は国勢調査によると、平成7年が41,029人、平成12年が40,102人であり、合併後における平成17年が38,494人、平成22年が36,314人、平成27年は33,585人と、年々減少している。</p> <p>年齢3区分別人口でみると、平成27年で、年少人口11.4%、生産年齢人口51.1%、老年人口37.4%と、年々高齢化と少子化が進んでおり、防災力の面からも重要な課題となっている。</p> <p>なお、人口分布表は、「資料編」のとおりである。</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>(1)～(2) 〔略〕</p> <p>(3) 人口分布</p> <p>市の人口は国勢調査によると、平成7年が41,029人、平成12年が40,102人であり、合併後の平成16年は12月末時点で39,847と、年々わずかながら減少している。</p> <p>年齢3区分別人口でみると、平成12年で、年少人口14.9%、生産年齢人口59.2%、高齢人口25.9%と、年々高齢化と少子化が進んでおり、防災力の面からも重要な課題となっている。</p> <p>なお、人口分布表は、「資料編」のとおりである。</p> <p>〔以下略〕</p>																																

第2編 平素からの備えや予防

変更箇所	新	旧
第1章 組織・体制の 整備等 第4章 情報収集・提 供等の体制 整備	<p>1 〔略〕</p> <p>2 警報等の伝達に必要な準備</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 防災行政無線の整備</p> <p>① 〔略〕</p> <p>② 全国瞬時警報システム(J-ALERT)の整備について</p> <p>市は、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、住民に迅速かつ確実に伝達するため、<u>全国瞬時警報システム(J-ALERT)を整備する。</u></p> <p>(3)～(6) 〔略〕</p> <p>3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備</p> <p>(1) 安否情報の種類及び報告様式</p> <p>市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報(以下参照)に関して、<u>原則として、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令(以下「安否情報省令」という。)第1条に規定する様式第1号及び第2号の安否情報収集様式により収集し、安否情報システムを用いて県に報告する。</u></p> <p>(2)～(3) 〔略〕</p> <p>〔削除〕</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>1 〔略〕</p> <p>2 警報等の伝達に必要な準備</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 防災行政無線の整備</p> <p>① 〔略〕</p> <p>② 全国瞬時警報システム(J-ALERT)の整備について</p> <p><u>国においては、対処に時間的余裕のない弾道ミサイル攻撃に係る警報や自然災害における緊急地震速報、津波警報等を住民に瞬時かつ確実に伝達するため、国が衛星通信ネットワークを通じて直接市の同報系防災行政無線を起動し、サイレン吹鳴等を行う全国瞬時警報システム(J-ALERT)の開発・整備を検討しており、開始された場合、下呂市の防災行政無線に接続し、住民への周知に利用する。</u></p> <p>(3)～(6) 〔略〕</p> <p>3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備</p> <p>(1) 安否情報の種類及び報告様式</p> <p>市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報(以下参照)に関して、<u>武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令(以下「安否情報省令」という。)第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書の様式により、県に報告する。</u></p> <p>(2)～(3) 〔略〕</p> <p>※【安否情報システムの整備について】</p> <p><u>安否情報の収集、整理及び提供に関しては、国において、今後効率的なシステムを検討し、平成18年度にシステムの開発及び平成19年度より運用する予定となっており、それに併せて県及び市における対応等を検討することとしている。このため、現段階では既存の手段における安否情報の収集に係る対応を記述するものとする。</u></p> <p>〔以下略〕</p>

変更箇所	新	旧
第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	<p>1 避難に関する基本的事項</p> <p>(1) 基礎的資料の収集 〔略〕</p> <p>※【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料(例)】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○ 住宅地図 〔略〕</p> <p>○ 避難行動要支援者名簿</p> </div> <p>(2) 〔略〕</p> <p>(3) 高齢者、障害者等避難行動要支援者への配慮</p> <p>市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難行動要支援者名簿を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「避難行動要支援者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。</p> <p>※【避難行動要支援者名簿について】</p> <p>武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障害者等の避難行動要支援者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組みとして行われる避難行動要支援者名簿を活用することが重要である(「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」(平成25年8月)参照)。</p> <p>避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法第49条の10において作成を義務づけられており、避難行動要支援者の氏名や生年月日、住所、避難支援等を必要とする事由等を記載又は記録するものとされている。</p> <p>また、同法第49条の11第2項において、災害発生時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、市は避難行動要支援者の名簿情報について、地域防災計画の定めるところにより、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者(避難支援等関係者)に提供することが求められている。</p> <p>(以下略)</p>	<p>1 避難に関する基本的事項</p> <p>(1) 基礎的資料の収集 〔略〕</p> <p>※【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料(例)】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○ 住宅地図 〔略〕</p> <p>○ 要配慮者の避難支援プラン</p> </div> <p>(2) 〔略〕</p> <p>(3) 高齢者、障害者等要配慮者への配慮</p> <p>① 市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難支援プランを活用しつつ、要配慮者の避難対策を講じる。その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「要配慮者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。</p> <p>② 要配慮者の避難支援プラン</p> <p>武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障害者等の要配慮者への配慮が重要である。</p> <p>避難支援は、要配慮者一人ひとりの避難支援プランが必要となり、要配慮者情報の把握が不可欠であるが個人情報保護の関係により①同意方式、②手上げ方式、③共有情報方式の3つの方法があり、これらの情報を基に、支援するために要配慮者を特定し、福祉関係部局と防災関係部局が連携の下で、個々の支援プランを策定する。</p> <p>要配慮者は身体面又は情報面のハンディキャップから迅速な行動がとれず、また、避難生活においても不自由を強いられることから各種の災害対策においてきめ細かな配慮が必要で、関係団体、住民等の連携による要配慮者支援体制を確立するとともに、要配慮者の状況、特性等に応じた防災対策が的確に講じられるよう、個別かつ専門的な支援体制を整備する。</p> <p>(以下略)</p>

第3編 武力攻撃事態等への対処

変更箇所	新	旧
第3章 関係機関相互の連携	<p>1 国・県の対策本部との連携</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 国・県の現地対策本部との連携</p> <p>市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。</p> <p>また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。</p> <p>(3) 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等</p> <p>(1) 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める(国民保護等派遣)。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて当該区域を担当区域とする地方協力本部長を通じて、陸上自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする方面総監、航空自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする航空方面隊司令官等を介し、防衛大臣に連絡する。</p> <p>(以下略)</p>	<p>1 国・県の対策本部との連携</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 国・県の現地対策本部との連携</p> <p>市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。</p> <p>(3) 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等</p> <p>(1) 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める(国民保護等派遣)。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて当該区域を担当区域とする地方協力本部長を通じて、陸上自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする方面総監、航空自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする航空方面隊司令官等を介し、防衛庁長官に連絡する。</p> <p>(以下略)</p>

変更箇所	新	旧
第4章 警報及び避難の指示等 第1 警報の伝達等	1 〔略〕 2 警報の内容の伝達方法 (1) 警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム (Em-net)、全国瞬時警報システム (J-ALERT) 等を活用し、地方公共団体に伝達される。市長は、全国瞬時警報システム (J-ALERT) と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により情報を伝達する。 ①～② 〔略〕 ※ 全国瞬時警報システム (J-ALERT) によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム (Em-net) によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。 (2) 市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。 この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。 また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。 (3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について、防災・福祉部局との連携の下で避難行動要支援者名簿を活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。 (以下略)	1 〔略〕 2 警報の内容の伝達方法 (1) 警報の内容の伝達方法については、当面の間は、現在市が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。 ①～② 〔略〕 ※ 【全国瞬時警報システム (J-ALERT) を用いた場合の対応】 弾道ミサイル攻撃のように対処に時間的余裕がない事態については、全国瞬時警報システム (J-ALERT) が整備され、瞬時に国から警報の内容が送信されることとなった場合には、消防庁が定めた方法により防災行政無線等を活用して迅速に住民へ警報を伝達することとする。 (2) 市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。 この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や要配慮者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。 また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。 (3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、要配慮者について、防災・福祉部局との連携の下で避難支援プランを活用するなど、要配慮者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。 (以下略)
第4章 警報及び避難の指示等 第2 避難住民の誘導等	1 〔略〕 2 避難実施要領の策定 (1) 〔略〕 (2) 避難実施要領の策定の際における考慮事項 避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。 ①～⑤ 〔略〕 ⑥ 要支援者の避難方法の決定 (避難行動要支援者名簿、避難行動要支援者支援班の設置) ⑦～⑪ 〔略〕 (3)～(4) 〔略〕 3 避難住民の誘導 (1) 〔略〕 (2) 消防機関の活動 消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、 <u>避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。</u> 消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、 <u>避難行動要支援者に関する情報の確認や避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。</u> (3)～(5) 〔略〕 (6) 大規模集客施設等における避難 <u>市は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。</u>	1 〔略〕 2 避難実施要領の策定 (1) 〔略〕 (2) 避難実施要領の策定の際における考慮事項 避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。 ①～⑤ 〔略〕 ⑥ 要配慮者の避難方法の決定 (避難支援プラン、要配慮者支援班の設置) ⑦～⑪ 〔略〕 (3)～(4) 〔略〕 3 避難住民の誘導 (1) 〔略〕 (2) 消防機関の活動 消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、 <u>自力歩行困難な要配慮者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。</u> 消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、 <u>要配慮者に関する情報の確認や避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。</u> (3)～(5) 〔略〕 (新規)

変更箇所	新	旧
第4章 警報及び避難の指示等 第2 避難住民の誘導等	<p>(7) 高齢者、障害者等への配慮 市長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、<u>避難行動要支援者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする</u>(また、「<u>避難行動要支援者名簿</u>」を活用しながら対応を行う。その際、民生委員と社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。)</p> <p>(8) 残留者等への対応 [略]</p> <p>(9) 避難所等における安全確保等 [略]</p> <p>(10) 動物の保護等に関する配慮 [略]</p> <p>(11) 通行禁止措置の周知 [略]</p> <p>(12) 県に対する要請等 [略]</p> <p>(13) 避難住民の運送の求め等 [略]</p> <p>(14) 避難住民の復帰のための措置 [略]</p> <p>(15) 地理的・社会的状況での避難・対処方法 [以下略]</p>	<p>(6) 高齢者、障害者等への配慮 市長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、<u>要配慮者支援班</u>を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、<u>要配慮者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする</u>(また、「<u>避難支援プラン</u>」を策定し、プランに沿った対応を行う必要があり、その際、民生委員と社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。)</p> <p>(7) 残留者等への対応 [略]</p> <p>(8) 避難所等における安全確保等 [略]</p> <p>(9) 動物の保護等に関する配慮 [略]</p> <p>(10) 通行禁止措置の周知 [略]</p> <p>(11) 県に対する要請等 [略]</p> <p>(12) 避難住民の運送の求め等 [略]</p> <p>(13) 避難住民の復帰のための措置 [略]</p> <p>(14) 地理的・社会的状況での避難・対処方法 [以下略]</p>
第6章 安否情報の収集・提供	<p>1 [略]</p> <p>2 県に対する報告 市は、県への報告に当たっては、原則として、<u>安否情報システムを使用する。システムが使用できない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記録した書面(電磁的記録を含む。)</u>を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。</p>	<p>1 [略]</p> <p>2 県に対する報告 市は、県への報告に当たっては、原則として、<u>安否情報省令第2条に規定する様式第3号の内容を安否情報システムを利用して報告し、安否情報システムが利用できない場合は、様式第3号に必要事項を記載した書面(電磁的記録を含む。)</u>を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。</p>
第7章 武力攻撃災害への対処 第4 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等	<p>1 武力攻撃原子力災害への対処</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等</p> <p>① 市長は、<u>放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を原子力防災管理者から受けたとき又は内閣総理大臣及び原子力規制委員会(事業所外運搬)に起因する場合</u>にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣。以下同じ)若しくは知事から通知を受けたときは、あらかじめ定める連絡方法により、区域を所轄する消防機関に連絡する。</p> <p>② 市長は、消防機関等からの連絡により、<u>放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を原子力事業者、内閣総理大臣、原子力規制委員会又は県より先に把握した場合には、直ちにその内容を確認するとともに、その旨を内閣総理大臣及び原子力規制委員会並びに知事に通報する。</u></p> <p>③～④ [略]</p> <p>(3) <u>モニタリングの実施</u> 市によるモニタリングの実施については、状況に応じ、<u>地域防災計画(原子力災害対策編)</u>等に定められた措置に準じた措置を講ずる。</p> <p>(4) 住民の避難誘導 [略]</p> <p>(5) 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携 [略]</p> <p>(6) 国への措置命令の要請等 [略]</p>	<p>1 武力攻撃原子力災害への対処</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等</p> <p>① 市長は、<u>近隣市町村・隣接県において放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を原子力防災管理者から受けたとき又は内閣総理大臣及び原子力規制委員会(事業所外搬送)に起因する場合</u>にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣。以下同じ)若しくは知事から通知を受けたときは、あらかじめ定める連絡方法により、区域を所轄する消防機関に連絡する。</p> <p>② 市長は、消防機関等からの連絡により、<u>放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を指定行政機関又は県より先に把握した場合には、直ちにその内容を確認するとともに、その旨を内閣総理大臣及び原子力規制委員会並びに知事に通報する。</u></p> <p>③～④ [略]</p> <p>(3) <u>住民の避難誘導</u> (新規)</p> <p>(4) 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携 [略]</p> <p>(5) 国への措置命令の要請等 [略]</p>

変更箇所	新	旧
第7章 武力攻撃災害への対処 第4 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等	<p><u>(7) 安定ヨウ素剤の服用</u> 市長は、安定ヨウ素剤の予防服用の実施等については、<u>地域防災計画(原子力災害対策編)</u>等に定められた措置に準じた措置を講じる。</p> <p><u>(8) 避難退域時検査及び簡易除染の実施</u> 市長は、避難の際の住民等に対する避難退域時検査及び簡易除染の実施等については、<u>地域防災計画(原子力災害対策編)</u>等に定められた措置に準じた措置を講じる。</p> <p><u>(9) 飲食物の摂取制限等</u> 市長は、必要に応じ、<u>飲食物の摂取制限等の措置</u>については、<u>地域防災計画(原子力災害対策編)</u>等に定められた措置に準じた措置を講ずる。</p> <p><u>(10) 職員の安全の確保</u> (以下略)</p>	<p><u>(6) 安定ヨウ素剤の配布</u> 市長は、放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には、原則として国の対策本部長の指示に基づき、直ちに服用対象の避難者が安定ヨウ素剤を服用できるよう、県やその他の関係機関と協力して住民に安定ヨウ素剤を配布し、服用すべき時機及び服用の方法の指示、医師及び薬剤師の確保その他の必要な措置を講じるものとする。</p> <p><u>ただし、事態の進展が急速な場合であって国の対策本部長の指示を得ることができない等の事象があるときは、医師又は薬剤師等医療従事者の関与の下、独自の判断により、必要な措置を講じるものとする。</u></p> <p><u>(7) 避難退域時検査及び簡易除染の実施</u> 市長は、避難又は一時移転(防災基本計画(原子力災害対策編)の一時移転をいう。)の際の住民等に対する避難退域時検査及び簡易除染の実施等については、<u>県及び市が策定する地域防災計画、原子力災害に係る岐阜県・市町村広域避難方針等の定め</u>の例により県に協力し行うものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(8) 職員の安全の確保</u> (以下略)</p>

【参考資料】

下呂市国民保護計画の変更の趣旨及び概要

1. 変更の趣旨

下呂市国民保護計画は、平成16年6月に成立した「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（以下「国民保護法」という。）を受け、平成19年3月に策定したものです。

計画では、武力攻撃から住民の生命、身体及び財産を保護するための国、県、市及び関係機関の役割、住民の避難及び救援の措置等を定めています。

今回の変更は、国民保護計画の作成基準となる、国民の保護に関する基本方針が改正されたことに伴い、それとの整合性を図るため変更を行うものです。

2. 変更の概要

(1) 情報収集・情報提供の体制整備について

- ・武力攻撃事態等が発生した場合の情報伝達手段として、「全国瞬時警報システム（Jアラート）」の開発を検討していたものを、すでに運用開始となっていることから、関係する記述を変更します。
- ・武力攻撃事態等により死亡又は負傷した住民の安否情報の報告方法として、「安否情報システム」の開発を検討していたものを、すでに運用開始となっていることから、関係する記述を変更します。

(2) 避難・救援に関する平素からの備えについて

- ・災害対策基本法の改正による「要配慮者」から「避難行動要支援者」へ、「避難支援プラン」から「避難行動要支援者名簿」への用語変更に伴う表現の変更をします。

(3) 関係機関の相互連携について

- ・国が「武力攻撃事態等合同対策協議会」を開催する場合に、市も当協議会に参加し、情報共有と相互協力を努める記述を追加します。
- ・防衛省の設置に伴い、「防衛庁長官」から「防衛大臣」へ用語の変更をします。

(4) 警報の伝達方法について

- ・武力攻撃事態等に係る警報の伝達手段として、「緊急情報ネットワークシステム（エムネット）」及び「全国瞬時警報システム（Jアラート）」が運用開始となっていることから、関係する記述を変更します。

(5) 避難住民の誘導について

- ・大規模集客施設や旅客輸送関連施設における施設管理者と連携した避難住民の誘導に関する記述を追加します。

(6) 武力攻撃原子力災害への対処について

- ・武力攻撃原子力災害時におけるモニタリング（放射性物質が放出された後の放射線量測定）の実施、安定ヨウ素剤（予防的に服用することにより放射性ヨウ素の甲状腺への蓄積を防止）の服用、避難退域時検査（避難や一時移転される方の汚染状況を確認することを目的として実施される検査）及び簡易除染（避難退域時検査場所において簡単に実施することのできる簡易な除染）の実施、飲食物の摂取制限等に関する記述を国の指導に基づき追加（修正）します。